○厚生労働省告示第百三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項の規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、令和八年四月一日から適用し、雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（令和七年厚生労働省告示第百二十二号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。ただし、同項の規定により所定給付日数（受給資格者が同法第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数）を超えて基本手当の受給を開始した日が同日以前である受給資格者に対する同告示の適用については、なお従前の例によることができる。

令和八年三月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域

雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域は、青森県の区域（五所川原公共職業安定所の管轄区域に限る。）とする。

○農林水産省告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町徳山字岩下二四一一・二四一三・二四一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二四一〇、二四一四、字芹沢二四二四・二四二五の三・二四二六・二四二七・二四二九の二・二四三一の二・二四三四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二四二五の一、二四二五の二、二四二八、字野角二四三七の五・二四三七の七から二四三七の九まで・二四三八の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二四三七の六、二四三七の六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区赤沢字日掛山一五の一・一六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町上川戸七四六の一二（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第二十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百八十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年三月二十四日から施行する。

令和八年三月二十三日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和七年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害	青森県 八戸市 三沢市 むつ市 上北郡七戸町	令和七年十二月八日から令和八年六月二十三日まで

○国土交通省告示第四百四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

路線名　供用開始の区間　国土交通大臣　金子　恭之

中央自動車道　湖南市菩提寺八重谷三二七番一西宮線　令和八年三月二十三日九時

○国土交通省告示第四百五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

路線名　供用開始の区間　国土交通大臣　金子　恭之

中央自動車道　大津市馬場南町字石ヶ谷三七一番三から同市馬場南町字大岩八丈敷三七二番三まで　令和八年三月二十三日九時

○国土交通省告示第四百六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

路線名　供用開始の区間　国土交通大臣　金子　恭之

近畿自動車道　亀山市安坂山町字二瀬川一一六六番三から同市安坂山町名古屋神戸線　字錐ケ瀧二九〇二番三〇〇まで　令和八年三月二十四日〇時

○国土交通省告示第四百七号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年三月六日	株式会社Ｇａｋｋｅｎ　ＬＸ	東京都品川区西五反田二丁目一一番八号学研ビル	貨物軽自動車安全管理者講習